



別海町 選挙のお知らせ

編集発行／別海町選挙管理委員会

第50回衆議院議員総選挙 第26回最高裁判所裁判官国民審査

投票日は

10月27日です

1

投票はどのようにして行うのでしょうか。

投票所は午前7時に開きます。終了時間は投票所により異なりますので、4ページの一覧もしくは入場券をご確認ください。

START→



START

①

投票日に、自分の所属する投票区の投票所に行きます。

②③

入場券を出して、次に名簿との対照を受けます。

④⑦⑩

投票用紙交付係で最初に小選挙区④、次に比例代表⑦を最後に裁判官国民審査⑩の順に投票用紙をもらいます。

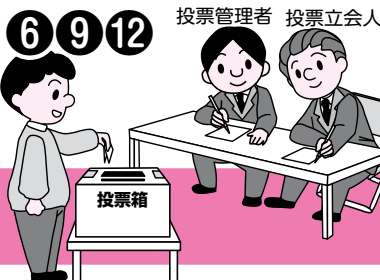
⑤⑧⑪

投票記載所で、④の投票用紙には候補者の氏名を1人、⑦の投票用紙には政党名等をつ、⑩の投票用紙にはやめさせた方がよいと思う裁判官がいない場合は白票で、やめさせた方がよいと思う裁判官にはそれぞれの名前の上欄に×印を記載します。

⑥⑨⑫

それぞれの投票箱に投函します。

END



←END

◆投票所入場券は10月16日頃までに郵便で郵送されます。

◆入場券がない人（届かなかった又は紛失）でも選挙人名簿に登録されている人は投票できますので投票所係員に申し出てください。

お子様連れでも投票所に入ることができます。

2 投票用紙はどのようなものですか？

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の様式
 衆議院総選挙における投票は、**候補者氏名**を記載して投票する「小選挙区選出議員選挙」と
政党名等を記載して投票する「比例代表選出議員選挙」があります。

小選挙区選挙用

第五十回 衆議院選出議員選挙投票

○ 注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

印

比例代表選挙用

第五十回 衆議院選出議員選挙投票

○ 注意

一 政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

政党その他の政治団体の名称又は略称

印

ご注意！



裁判官国民審査用

最高裁判所裁判官国民審査における投票は、やめさせなくてもよいと思う裁判官には何も書かないで、やめさせた方がよいと思う裁判官にはその名前の上欄に×印を書き、投票します。

第二十六回 最高裁判所裁判官国民審査投票

○ 注意

一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上の欄に×を書くこと。
 二 やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

×を書く欄

裁判官の名

印

目の不自由な方、字が書けない方の投票について

- 目の不自由な方、字が書けない方には、補助者が付き代筆を行いますので投票所の係員に申し出てください。

3 投票日に行けないときは？

投票日当日に投票所に行けない方のために『期日前投票』及び『不在者投票』という制度があります。

1 期日前投票

●期日前投票ができる方

期日前投票をする日に既に満18歳になっており、かつ、選挙人名簿に登録されている方。

●期日前投票所について

期日前投票所	期日前投票期間	期日前投票時間
別海町役場	10月16日(水)から26日(土)まで	午前 8 時30分から午後 8 時まで
生涯学習センター（みなくる）	10月18日(金)	午前10時から正午まで
東公民館	10月19日(土)	午前 8 時30分から午後 6 時まで
西春別支所	10月20日(日)	午前 8 時30分から午後 6 時まで

※入場券の裏面が期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）になっておりますので、必要事項をご記入のうえ、期日前投票所にご持参ください。

2 不在者投票

●不在者投票ができる方

投票日当日までに満18歳になっている方で、選挙人名簿に登録されており、かつ、別海町で期日前投票ができない方。

●不在者投票の手順

1 別海町の選挙管理委員会で投票する場合

不在者投票のできる期間に別海町選挙管理委員会へお越しください。

2 別海町選挙管理委員会まで来られない方

(1) 別海町選挙管理委員会へ選挙人名簿登録を確認し、お近くの選挙管理委員会で「投票用紙請求書兼宣誓書」をもらうか、ホームページから入手してください。

(2) 「投票用紙請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、別海町選挙管理委員会へ郵送してください。

(3) 指定の住所へ「投票用紙」と「選挙人名簿登録証明書」をお送りしますので、それらを**開封せずに**お近くの選挙管理委員会へ持って行きます。**(注意！このとき「投票用紙」に自宅で記入したり、「選挙人名簿登録証明書」を開封するようなことは、絶対にしないでください。投票できなくなります。)**

(4) お近くの選挙管理委員会で本人である確認を受け、不在者投票をします。

(5) 不在者投票を受けた市町村の選挙管理委員会は、ただちに別海町選挙管理委員会へ不在者投票を送付します。

(6) 別海町において投票所へ送致し投票箱へ投入されます。

以上1～(6)の手続きにより、投票することができます。

※不在者投票の手続きは、郵便でやりとりされますので、投票日当日の投票箱が閉鎖されるまでに届かない場合は、せっかくの投票も無効になります。郵便にかかる日数を考慮して、余裕をもって手続きしてください。

③ その他の不在者投票

(1) 指定病院等での不在者投票

不在者投票ができる指定病院等に入院又は施設に入所されている方は、その病院又は施設で不在者投票ができます。

手続きは、病院長又は施設長が本人に代わってしてくれますので、病院又は施設におたずねください。

(2) 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで一定の等級の方、あるいは要介護状態区分が要介護5の方は、申請により選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」を受け取ることで自宅等での投票ができるようになります。

郵便等による不在者投票は、投票が完了するまでに日数を要しますので、**投票用紙の請求は、10月18日(金)までに行ってください。**

期日前投票(不在者投票)についてご不明な点がございましたら選挙管理委員会までお問い合わせください。

4 私はどこの投票所で投票できるのでしょうか?

投票所及び投票時間は次のとおりです。

- ◆投票所は郵送されました入場券に記載されております。
- ◆投票所により投票時間が異なっておりますのでご注意ください。

区分 投票区名	施設名(投票所)	投票時間	区分 投票区名	施設名(投票所)	投票時間
第1投票区	走古丹地域防災センター	午前7時から 午後6時まで	第10投票区	豊原会館	午前7時から 午後6時まで
第2投票区	本別海地域センター	午前7時から 午後6時まで	第11投票区	中西別ふれあいセンター	午前7時から 午後7時まで
第3投票区	床丹会館	午前7時から 午後6時まで	第12投票区	上春別地域センター	午前7時から 午後7時まで
第4投票区	別海町東公民館	午前7時から 午後7時まで	第13投票区	大成地域センター	午前7時から 午後6時まで
第5投票区	中春別ふれあいセンター	午前7時から 午後7時まで	第14投票区	本別会館	午前7時から 午後6時まで
第6投票区	美原会館	午前7時から 午後6時まで	第15投票区	西春別ふれあいセンター	午前7時から 午後7時まで
第7投票区	別海町生涯学習センター (みなくる)	午前7時から 午後8時まで	第16投票区	西春別地域センター (みらい館)	午前7時から 午後7時まで
第8投票区	イースタウン寿団地集会所	午前7時から 午後8時まで	第17投票区	泉川会館	午前7時から 午後6時まで
第9投票区	上風連地域センター	午前7時から 午後7時まで	第18投票区	光進会館	午前7時から 午後6時まで

選挙権年齢は**18歳以上**です。

投票所の閉鎖時刻に
注意しましょう。

ご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください

別海町選挙管理委員会 ☎75-2111 (内線2111・2112)